

該当使用者殿

【※本通知は民訴法第231条にて「準文書」に相当し、「文書と同等に扱うもの」になり、民事・刑事の訴訟では「証拠能力を有するもの」となります。】

インフォメーションより通知した登録解除申請が未完了の為、発生している債権に関する措置告知といたします。

当機構は〔株〕デジタルネットプロテクションズ(電子取引決済手段提供法人)から、下記債権の請求および回収に関する一切の委任を受けました。

【債権総額】

計684.600円

【債権発生の経緯】

本件については、〔自身の連絡先をそえて解約申請をしなければ提携有料サイトに継続登録される〕旨の利用規約を確認しなかったことから、貴殿本人が利用をしていなくとも、対応義務放置により月額費用等の固定費用が加算され、本状による通知に至った次第です。

下記いずれかの対応の選択を行い、当職まで至急ご連絡ください。

【1.支払い困難で登録自体を取消したい】

今現時点で上記登録情報とサービス管理元との契約の有効性が認められている状態である為、利用意思がない場合は当職にて利用開始日まで遡り、解除手続きを代理人としてとりおこないますので【代理解除申請】のご連絡をお願い致します。

【2.すぐに全額を清算し債務を解消したい】

対応期限である【通知より1週間以内】に請求総額全額のお支払いが可能な場合は

【自己費用清算】とご返信をお願い致します。

いずれかの対応の意思表示のご連絡がない場合は法的措置を含めた手続きを進行する事をご了承下さい。

なお、本状と行き違いで既に清算済みの場合は何卒ご容赦下さい。

今後、当案件に関してのすべてのご連絡および対応は本通知にて受付いたします
(既に規定の支払い期日および解約の期日を超過している為、サービス管理元への問い合わせ等を行えません)

以上

担当弁護士

各債権回収認可法人

